

Ⅶ 有機農業に関する法令について

1. 有機農業の推進に関する法律(平成18年12月15日 法律第112号)概要

背景：国民の健康志向や、食の安全・安心を求める世論が高まり、化学肥料や化学合成農薬を使用しない農産物に対する要望が強まっていますが、有機農業は日本国内において依然として普及が進まず、有機農産物の生産は他の先進諸国に比べても少なく止まっています。こうした状況を受け、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、有機農業の発展を図ることを目的として「有機農業の推進に関する法律」(有機農業推進法)が制定されました。

有機農業の定義：化学的に合成された肥料及び農薬、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した生産方法を用いて行われる農業

※注：本法は、農法としての有機農業を定義するものであり、有機農産物の規格を定めるものではありません。本法の定義に従って栽培した農産物であっても、有機JASの認定を得ていなければ「有機農産物」として販売することはできません。

基本理念：①農業者が容易に有機農業に従事できるようにすること ②農業者等が、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売に積極的に取り組めるようにするとともに、これらの農産物を消費者が容易に入手できるようにすること ③有機農業を行う農業者等と、消費者との連携を促進すること ④農業者その他の関係者の自主性を尊重すること

法は、農林水産大臣に対して「有機農業の推進に関する基本的な方針」を定めるものとするとともに、都道府県に対して基本方針に即した「有機農業の推進に関する施策についての計画」を定めるよう努めることとしています。

また、国及び地方公共団体に対し、基本理念にのっとり有機農業者等の支援や技術開発、有機農業者と消費者の相互理解の増進等、有機農業の推進に関する施策に取り組むこととしています。施策の策定、実施にあたっては、農業者や消費者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとしています。

◎ 有機農業の推進に関する基本的な方針(令和2年4月14日 2生産第116号)

本方針では、生産、流通、消費の各側面から、国及び地方公共団体が有機農業の推進に関する施策を講じるための基本となる事項として、以下について定めています。

- 1 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 2 有機農業の推進及び普及の目標(2030年)に関する事項
 - ① 有機食品の消費に係る目標(有機食品を週1回以上利用する消費者⇒25%)
 - ② 有機農業の生産に係る目標
(有機農業の取組面積⇒63千ha、有機農業者数⇒36千人)
- 3 有機農業の推進に関する施策に関する事項
 - ① 有機農業者の人材育成に関する施策
(新規参入、有機農業の取組、産地づくり)
 - ② 有機食品の国産シェア拡大に関する施策
(流通・加工・販売、有機JAS認証を取得しやすい環境づくり)
 - ③ 消費者の理解確保に向けた施策
 - ④ 技術の開発と普及の促進
- 4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

なお、本方針では長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから令和12年を目標としますが、5年後を目途に中間評価を行うものとしています。

2. みどりの食料システム戦略（令和3年5月）概要

背景：気候変動や生物多様性の低下等の環境変化に対応するため、農林漁業や食品産業の持続的発展が求められています。そのため、生産から販売までの各段階で環境負荷を低減し、流通や消費の課題を解決する持続可能な食料システムを構築する必要性が高まり、本戦略が策定されました。

農業分野の目標（2050年）：

- ① 農林水産業におけるCO₂ゼロエミッション化の実現
- ② 化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- ③ 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- ④ 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大

◎環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）（令和4年7月1日 法律第37号）概要

背景：「みどりの食料システム戦略」の策定を受け、持続可能な食料システムの構築を目指し、環境負荷の低減や生物多様性の保全を促進するための法的な枠組みが求められ、制定されました。

施策の概要：この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るものです。また、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度（みどり認定）を設けています。

1 基本理念

環境負荷を低減し、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業と食品産業の発展を目指すことです。

2 計画認定制度等の創設

「みどり認定制度」を導入し、環境負荷を低減する事業活動の計画を認定して支援しています。認定を受けた事業者には、技術支援や資金援助が提供され、持続可能な取り組みを後押ししています。

Ⅷ 東京都の食の安全・安心、環境保全型農業推進に関する制度

東京都では、食の安全・安心や環境と調和した農業を推進するために、計画を策定するとともに、各種制度を実施しています。以下に概略を紹介します。

● 東京都環境保全型農業推進基本方針

東京都は、平成6年度に「東京都環境保全型農業推進基本方針」を策定し、環境負荷の軽減に配慮した農業の取組を支援してきました。近年、東京農業が持つ多面的な機能への都民の期待の高まりを受け、令和3年度に方針を改定しました。

目指す方向

- (1) 環境保全型農業を東京の農業の基本として、本方針に基づいてすべての生産者へ環境保全型農業への取組を促す。
- (2) 環境負荷の軽減の取組により、農業の多面的な機能の一つである資源循環や自然環境の保全に貢献する。

具体的な取組

- (1) 生産者に対する意識啓発と支援
- (2) 環境負荷を軽減する取組
 - ① I P M(総合的病害虫・雑草管理)の推進
 - ② 土壌診断に基づく施肥技術の見直し
 - ③ 東京都エコ農産物認証制度の普及・拡大
 - ④ 農業用プラスチックの適切な利用と処理
 - ⑤ 養液栽培技術の確立と普及
 - ⑥ スマート農業の開発と普及
- (3) G A Pの推進
- (4) 土づくりと有機物の循環利用の促進
- (5) 環境保全型農業の推進による都市環境の改善

認証制度の認知度向上と認証農産物の販路拡大に向けた取組

- (1) 認証制度や認証農産物の認知度向上
- (2) 消費者の意識啓発
- (3) 認証農産物の販路拡大

有機農業の位置付け

- (1) 環境保全型農業の取組の一形態として位置付け
- (2) 国の法律に基づき、東京都有機農業推進計画を策定

施策の総合的な実施

- (1) 環境保全型農業の推進に向けた区市町村の各種計画策定への助言
- (2) 関係機関と連携した環境保全型農業施策の総合的な実施

● 東京都有機農業推進計画

東京都は、有機農業の推進に関する法律に基づき、令和3年度に「東京都有機農業推進計画」を改定しました。

今後、区市町村が有機農業の推進計画を策定する際の基本となります。

計画の方針

- (1) 有機農業を環境保全型農業の取組の一つとして位置付け
- (2) 生産者の主体性を尊重
- (3) 「東京エコ100」の取組を有機農業への取組と位置付け、重点的に支援

計画期間

令和3年度～7年度

具体的な施策

- (1) 有機農業に取り組んでいる・新たに取り組む生産者への支援
検討会やフォーラム等の開催による生産者同士の連携や仲間意識の醸成を図るとともに、「東京エコ100」に取り組む生産者やそれを目指す生産者への支援
- (2) 有機農業に関する技術の整理
技術や事例を整理し、技術資料として体系化を図るとともに、栽培指針を整備
- (3) 普及指導の充実
有機農業を担当する普及指導員を配置し、国の研修や事例調査などに派遣して指導体制を充実

- (4) 有機農業・農産物等のPRによる消費者・食品事業者等の理解と関心の促進
見学会等の開催による生産者と消費者・食品事業者等との相互理解を促進し、
イベント等でPR
- (5) 流通販売面の支援
消費者・食品事業者等に有機農業等により生産された農産物が届くよう支援

● 東京都エコ農産物認証制度

土づくりの技術、化学合成農薬と化学肥料削減の技術など環境負荷の少ない生産技術を用いて、都の慣行使用基準から25%以上を削減して栽培された農産物を認証する制度であり、申請農業者に生産履歴の記録を義務づける一方で、認証農産物に対して都の認証マークの使用を許可し、農産物の差別化と農家の環境保全型農業の取組を都民にPRする。

認証の申請内容について、東京都が書類及び圃場の調査を行い、認証委員会の審査結果に基づき認証する。認証期間は5年間。



東京都エコ農産物の認証マーク

認証の基準

要件	内容
栽培に必要な技術	(1) 土づくりの技術※ たい肥等有機質資材施用技術、緑肥作物利用技術など (2) 化学合成農薬削減の技術 生物農薬利用技術、抵抗性品種栽培・台木利用技術、被覆栽培技術、フェロモン剤利用技術、マルチ栽培技術など (3) 化学肥料削減の技術※ 局所施肥技術、肥効調節型肥料施用技術、有機質肥料施用技術など ※養液栽培では、土づくり、化学肥料削減の技術に代えて、養液栽培の認証基準を満たすもの
認証の区分	(1) 東京エコ 25：化学合成農薬・化学肥料25%以上削減 (2) 東京エコ 50：化学合成農薬・化学肥料50%以上削減 (3) 東京エコ100：化学合成農薬・化学肥料不使用 (4) 東京エコ 25(養液栽培)：化学合成農薬25%以上削減 (5) 東京エコ 50(養液栽培)：化学合成農薬50%以上削減 ※ マークは、5区分とも同一のものを使用
信頼性の確保	(1) 申請圃場の調査、認証委員会による審査、栽培状況の確認を行う。 (2) 様々な農薬を検知する残留農薬調査を行い、結果を公表する。
農家のメリット	(1) 5年間の認証と都独自のマークの使用許可による栽培農産物の差別化が可能。 (2) 都が積極的に、安全・安心な認証農産物のPRを行う。また、都内の販売店や「とうきょう特産食材使用店」などへも認証農産物の利用を働きかけて販路の拡大を図る。
生産履歴	生産履歴を記帳し、照会があった場合は公開できること。

● 新東京都GAP認証制度

農林水産省の「国際水準GAPガイドライン」に準拠した、都の新たなGAP認証制度（令和5年4月から開始）。国際的にも一般的となっている「食品安全」「労働安全」「環境保全」「人権保護」「農業経営管理」の5つの観点から、農業者が環境への負荷を減らしながら効率的な生産管理を適切に行えるよう後押しする。また、認証農産物の流通拡大に向けて支援を実施。

申請に向けて、JGAP指導員資格を持つ普及指導員が指導を行い、約70の管理点の取り組み状況を（公財）東京都農林水産振興財団が調査。認証審査会の審査結果に基づき、東京都が認証。認証期間は5年間。

認証取得者は、管理基準に則した生産管理の実践を行い、毎年1回以上、自己点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行う。毎年1回、管理基準の適合状況を知事に報告。この内容について、（公財）東京都農林水産振興財団が検査を行う。認証取得者は、新東京都GAPの水準を維持向上するための研修会やセミナーに参加できる。

認証の要件他

対象農産物の区分	青果物、茶（品目毎に認証）
認証申請者の要件	都内で農産物を生産する農業者 農業の専門学科を有する都内の教育機関（農業高等学校等）
認証基準	「新東京都GAP管理基準書」の必須の管理基準に全て適合していること
認証情報の公表	認証登録番号、認証年月日、認証品目名、生産者名、生産栽培状況などを都のホームページで公表
書類の保管	認証取得者は、認証を受けた取組に関する書類等を整備、保管し、必要に応じて開示

● 東京都環境負荷低減事業活動実施計画等の認定（みどり認定）

東京都では、令和6年度より農業生産による環境への負荷の軽減と、安全で安心な農産物の生産を推進するため、「みどり認定」を開始した。

(1) 認定内容

農業者が持続可能な農業の実現に向けて、環境負荷低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、知事が認定する。

(2) 認定の対象者

東京都エコ農産物認証生産者、新東京都（東京都）GAP認証取得農業者または民間GAP認証取得者で、かつ都と区市町村が共同作成する計画に基づく環境負荷低減事業活動を行おうとする農業者

(3) 認定を受けるメリット

- ①設備投資の際の所得税・法人税の優遇（令和8年度まで）
- ②さまざまな国庫補助金の採択での優遇
- ③農業改良資金の無利子貸付け